

重要事項説明書

1 運営法人の概要

名称・法人種別	医療法人 社団 景翠会
代表者名	笠貫 宏
法人本部所在地・連絡先	横浜市金沢区泥亀2-8-3 045-785-8668
実施事業の概要	一般病院・介護老人保健施設・企業健診・訪問看護ステーション・居宅介護支援 訪問介護・小規模多機能型居宅介護・通所介護・サービス付高齢者向け住宅 特定施設入居者生活介護・認知症対応型共同生活介護

2 事業所の概要

事業所名	けいすいケアセンター逗子
所在地	逗子市逗子4-1-22
事業者指定番号	1472500345 号
管理者及び連絡先	石坂 俊之 電話:046-876-6422
サービス提供地域	逗子市・葉山町・鎌倉市
併設事業所	訪問介護

3 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	要介護状態等にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、適正な居宅介護支援を提供することを目的とします。
運営の方針	利用者の心身の状況や環境等に応じて、その選択に基づいた適切な保健医療・福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。常に利用者の立場に立って、提供される指定居宅サービスが特定の事業者に不当に偏ることがないように、中立公正に行う。そのため、利用者が希望するサービス、地域等をお聞きした上で、希望に当てはまる事業所(サービス)を複数提示します。また市町村や地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者等との連携に努めます。

4 事業所の職員体制

職 種	人 員	従事するサービス内容等
管理者	1名 (常勤兼務)	管理者は、業務の管理を一元的に行います
主任介護支援専門員	1名以上 (常勤兼務又は常勤専従)	主任介護支援専門員・介護支援専門員は、要介護者等からの相談に応じるとともに、居宅サービス計画の作成を行います。また、課題の分析を行い、必要に応じて利用者への説明を行います。
介護支援専門員	3名以上(常勤専従は常勤兼務)	

5 業務日及び業務時間

業 務 日	業 務 時 間
月曜日から土曜日までただし、日曜、祝祭日及び12月30日から1月3日までを除く。	月曜日から土曜日 午前8時30分から午後5時30分

6 サービス内容

- (1)居宅サービス計画の作成
- (2)サービス事業者との連絡調整
- (3)居宅介護サービス計画の実施状況の把握
- (4)市町村への連絡・調整等
- (5)介護保険施設の紹介その他便宜の供与
- (6)特定事業所としての24時間連絡体制(連絡先電話番号:080-1344-9952)

7 サービス利用料及び利用者負担

(1) 下記の表にある居宅介護支援費や各加算については介護保険制度に基づき全額介護保険料で賄われているため、利用者の負担はありません。

費用名	単位数	費用名	単位数
居宅介護支援費 I i1(要介護1,2)	1,086単位	退院・退所加算(Ⅰ)イ	450単位
居宅介護支援費 I i2(要介護3,4,5)	1,411単位	退院・退所加算(Ⅰ)ロ	600単位
初回加算	300単位 /月	退院・退所加算(Ⅱ)イ	600単位
特定事業所加算(Ⅱ)	421単位 /月	退院・退所加算(Ⅱ)ロ	750単位
特定事業所医療介護連携加算	125単位 /月	退院・退所加算(Ⅲ)	900単位
入院時情報連携加算(Ⅰ)	250単位 /月	通院時情報連携加算	50単位
入院時情報連携加算(Ⅱ)	200単位 /月	緊急時等居宅カンファレンス加算	200単位
		ターミナルケアマネジメント加算	400単位/月

(2) 介護支援専門員が通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は徴収しません。

(3) 法定代理受領払いの場合には、利用者自己負担はありません。

8 秘密保持

事業所及び介護支援専門員は、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持します。ただし、居宅サービス計画を作成するにあたり、サービス事業者に開示しなければならない情報については、事前に利用者又はその家族から文書で求めるものとします。

9 緊急時等における対応方法

介護支援専門員等は居宅介護支援を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告します。

10 公正中立

利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、特定の居宅サービス事業所に不当に偏ることが無いよう公正中立に行います。

利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることができます。また、ケアプランに位置付けられた居宅サービス事業所について、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることができます。

11 相談窓口・苦情対応

○ 当事業所のサービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当社お客様相談窓口	電話番号	046-876-6422
	Fax番号	046-870-6312
	相談員(責任者)	石坂 俊之

○ その他、お住まいの役所及び神奈川県国民健康保険団体連合会においても苦情申出等ができます。

逗子市役所 高齢介護課	所在地	逗子市逗子5-2-16
	電話番号	046-873-1111
	利用時間	8:30~17:00
葉山町役場 福祉課	所在地	三浦郡葉山町堀内2135番地
	電話番号	046-876-1111
	利用時間	8:30~17:15
鎌倉市役所 介護保険課	所在地	鎌倉市御成町18番地10号
	電話番号	0467-61-3950
	利用時間	8:30~17:15
神奈川県国民健康保険 団体連合会(国保連) 介護苦情相談課	所在地	横浜市西区楠町27-1
	電話番号	045-329-3447
	利用時間	8:30~17:15

12 事故の発生時の対応

- 1.利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市区町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- 2.当事業所は、前項の事故に際してとった処置について記録します。
- 3.利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。ただし、事業所の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではありません。

13 研修について

介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けます。

- 1.採用時研修 採用後3ヵ月以内
- 2.継続研修 年1回以上

14 虐待の防止のための措置について

事業所は、利用者等の人権擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じます。

15 衛生管理

- 1.従業員の清潔の保持及び健康状態について、定期検診など必要な管理を行います。
- 2.事業所の設備及び備品等について衛生的管理に努めます。
- 3.事業所において感染症が発生、又は蔓延しないよう必要な措置を講じます。

16 身体的拘束等の適正化の推進

- 1.事業所は利用者に対する身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。ただし、利用者の生命または身体を保護するため、緊急やむをえない場合はこの限りではありません。
- 2.事業所は身体的拘束を行う場合は、その様態、時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由等必要な事項について支援経過に記録するとともに、利用者、家族に説明します。
- 3.身体拘束等の適正化推進のため必要な体制の整備を行なうとともに従業者に対し研修を実施する等の措置を講じます。

17 ハラスメントの防止・対応

- 1.事業所は適切な居宅介護支援サービスの提供を確保する観点から、各種ハラスメントを防止するため、必要な体制の整備を行うとともに従業者に対し研修を実施する等の措置を講じます。
- 2.介護支援専門員が利用者、その家族等からハラスメントを受ける等により適切なサービスを提供できないと認められる場合はサービスの提供を制限する場合があります。

18 業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため非常時の体制で早期の業務再開を計るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

19 入院時の対応

利用者が医療機関に入院した際に医療機関との連携を図るため、利用者又は利用者の家族等から担当ケアマネジャーの氏名、事業所名、連絡先等を入院先医療機関に提供していただくことをお願い致します。

年 月 日

サービス契約の締結に当たり、上記により重要事項の説明を受け同意の上、交付を受けました。
利用者

住所 _____

氏名 _____

立会人

住所 _____

氏名 _____
(本人との続柄)

上記代理人(代理人を選任した場合)

住所 _____

氏名 _____
(本人との続柄)

(注)「立会人」欄には、本人とともに重要事項説明書の内容を確認し、緊急時などに利用者の立場に立って事業者との連絡調整等を行える方がいる場合に記載してください。

サービス契約の締結に当たり、上記により重要事項を説明しました。

事業者 所在地 逗子市逗子4-1-22

名称 けいすいケアセンター逗子

説明者 _____